

子どもたちが伸び伸びと、明るく元気に豊かに生活できるよう

### 権利を守るために相談先

- ◆ 教育相談〈魚津市教育センター〉  
(住吉小学校隣り) 23-1717
- ◆ 児童相談〈こども課〉  
(子育て支援係内) 23-1006
- ◆ 子育て相談〈子育て支援センター〉  
(健康センター内) 24-0415
- ◆ 市民相談〈市民課〉  
(市民係内) 23-1003
- ◆ 人権相談〈富山地方法務局魚津支局〉 22-0461
- ◆ 子どもの人権110番〈富山地方法務局人権養護課〉 076-441-1161
- ◆ とやまチャイルドライン〈とやまチャイルドライン愛ランド〉 076-493-6655
- ◆ こどもホットライン 076-443-0001
- ◆ こどもテレホン相談〈富山児童相談所〉 076-422-5110
- ◆ 少年相談コーナー〈富山警察署または高岡警察署〉  
(ヤングテレホンコーナー) 0120-873-415  
(いじめ110番) 0120-32-7867
- ◆ 学校生活や悩みごとの相談〈富山県総合教育センター〉  
(教育相談) 076-444-6167  
(いじめの相談) 076-444-6320
- ◆ こころの電話相談〈富山県心の健康センター〉  
(こころの電話) 076-428-0606
- ◆ 射水市子どもの権利支援センター  
(ほっとスマイル) 0766-55-2799

発行 2014年(平成26年10月)  
問合せ 魚津市・魚津市教育委員会  
魚津市・魚津市教育委員会こども課(魚津市役所内)  
〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1  
TEL.0765-23-1006 FAX.0765-23-1061  
E-mail kodomo@city.uozu.lg.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.city.uozu.toyama.jp/>

# 魚津市子どもの権利条例

「魚津市子どもの権利条例」が、2006年(平成18年)4月1日から施行されました。

この条例は、子どもの権利や理念、また、子どもの権利保障のあり方や具体的な保障の仕組みを定めています。また、子どもの権利について子どもも大人も共通理解を図るため、そして子どもを保護の対象から自らが権利行使する主体として尊重し、子どもが自分らしく生きることを支えていくこうという思いでつくられています。

この条例の策定にあたっては、条例案を市民と協働してつくることを目的に、平成14年10月から市で内部の組織を立ち上げ調査研究を進めるとともに、平成15年8月に学識経験者、市民・関係機関の代表、行政関係者で構成する「魚津市子どもの権利条例策定委員会」を設置しました。策定委員会では、「児童の権利に関する条約」(平成元年国際連合採択、平成6年日本批准。)の趣旨を踏まえたうえで、魚津市の子どもの目線に立った権利保障を実現していくことを基本方針として話し合いを重ねてきました。さらに、策定委員会のほかにも、条例の策定に必要な事項の調査研究を行う「魚津市子どもの権利条例策定調査研究会」や子どもたちからの考え方や意見を反映させていくために「子ども委員会」を設置し検討を行ってきました。

そして、平成18年1月に条例案が市長に答申されました。市では、この答申を尊重し、その条例案を議会に提案、3月20日に成立しました。

この条例策定により、子どもの権利が保障され、子どもたちが生きいきと育ち、自分も他の人も大切にできる時代になることを願っています。



# 子どもも大人もいのちを 大切に生きる仲間です。

子どもは、それぞれが一人の人間で、かけがえのない存在であり、未来への希望です。

子どもは、権利について学習し、自分を大切にし始めるとき、他人を大切にする気持ちと責任を持つことができるようになります。

子どもの権利条例は、家庭、子ども施設関係者、地域など、生活する場ごとに保障していくことをめざしています。

## 家庭では

- 保護者は、その養育する子どもに対して第一番に責任と義務があることを自覚し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。



## 地域では

- 市民は、子どもにかかわるあらゆる場や機会において、子どもの権利を尊重し、保障に努めなければなりません。



## 子どもには子どもの権利があります(子どもは18歳になっていないすべての人です。)

子どもたちが伸び伸びと、明るく元気に豊かに生活できるよう、子どもの権利を、4つの柱にまとめています。これらの権利を大切にしていくことが求められています。

### 1 安心して生きる権利

子どもは、愛情と理解をもって育てられ、差別や虐待・体罰を受けず、平和と安全な環境の下で生活することができます。

また、健康であり続け、適切な医療を受けることができます。

### 2 よりよく育つ権利

子どもは、個性や自分らしさが認められ、自分に関する事を年齢に応じて決める事ができます。また、ゆとりや安らぎの時間をもつことができ、成長に必要な情報を得ることができます。

### 3 守り、守られる権利

子どもは、あらゆる権利の侵害から逃れられ、自分が育つことを妨げる状況からも守られます。子どもにも秘密があり、誇りを傷つけではないけません。また、障害のある子どもも積極的に社会に参加するように支援を受けることができます。

### 4 社会へ参加する権利

子どもは、自分の意見をはっきり言うことができ、それが尊重されます。また、社会に参加することができます。しかし、他人の権利を侵害することや社会の決まりに反してはいけません。

## 子ども施設関係者は

- 子ども施設の設置者、管理者、職員は、子どもの施設において子どもの権利の保障に努めなければなりません。

子どもの施設とは、学校、幼稚園、保育所、児童センターなどのことをいいます。



## 行政は

- 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければなりません。また、市民の理解を深める広報活動にも努めなければなりません。
- 子どもの権利保障を推進するため、「推進計画」を策定します。

- 子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備に努めます。
- 虐待や体罰の早期発見に努め、子どもの心のケアなどの支援に努めます。
- いじめの防止に努め、いじめがあったときは速やかに解決するように努めます。
- 子どもの社会参加の機会の確保に努めます。

## 子ども権利委員会では

- 子どもの権利の保障状況について調査し、適切な救済について審議を行います。

子ども権利委員会の委員は、子どもの権利に関わる分野の人や市民からの公募により選出します。

# 魚津市子どもの権利条例

## (制定理由)

権利(人権)は、人間が人間としての価値や尊厳を持ち、生きていくうえで不可欠なものです。このことは、大人に限らず子どもにとっても同様です。

大人は、子どもの固有の権利を保障し、主体的に生きていくための土壤をつくり、子どもたちが伸び伸びと、明るく元気に豊かに生活できるように導く必要があります。

このようなことから、平成元年に国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、魚津市の未来を担う子どもの最善の利益を確保することを目的として、魚津市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにするために、この条例を制定します。

〔2006年(平成18年)4月1日  
魚津市条例第3号〕

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条—第6条)

### 第2章 人間として大切な子どもの権利(第7条—第11条)

### 第3章 基本となる施策(第12条—第18条)

### 第4章 推進に向けて(第19条・第20条)

### 第5章 雜則(第21条)

### 附則



## 前文

子どもは、それぞれが一人の人間で、かけがえのない存在であり、未来への希望です。子どもも大人もいのちを大切に生きる仲間です。

子どもは、愛情をもって育てられたいと願っています。

小さな子どもも意志や考えを

持つており、子どもの権利は尊重されるべきものです。

子どもは、まず生きること、最善の利益が確保されること、差別されること、自分の意見をはつきり言うことができることなどの国際的な原則の下で、その権利が尊重されています。

子どもは社会的に未熟な存在です。そのため、大人は、子どもが権利について知り、年齢に

応じて正しく学習する機会を得ることができるよう導くことが必要です。

子どもは、権利について学習し、自分を大切にし始めるとき、他人を大切にする気持ちと責任を持つことができるようになります。また、自分の権利が尊重されることにより、同じように相手の権利を尊重するようになります。

子どもは、それぞれに思いがあります。大人は、子どもが豊かな子ども時代を過ごせるよう、自分らしくすこやかな成長を果たせるよう、また、安全に安心して暮らせるよう導くことが必要です。

子どもは、その権利が尊重される中で、魚津市を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加することができます。

ここに魚津市は、平成元年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、魚津市子どもの権利条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、子どもが人間として生きるために大切な権利、その権利に係る基本となる市の施策を定めることにより、子どもの権利を尊重し、子どもの権利を保障することを推し進め、子どもの最善の利益を確保することを目的とします。

### (言葉の意味)

**第2条** この条例において、次

の各号に掲げる言葉の意味は、それぞれ次の各号に定めることとします。

(1) 子ども 18歳にならないすべての者をいいます。

(2) 子ども施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校等の施設その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

### (市民の務め)

**第5条** 市民は、子どもの権利を尊重し、子どもにかかる場や機会において子どもの権利の保障に努めます。



### (子ども施設関係者の務め)

**第6条** 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

## 第2章 人間としての大切な子どもの権利

### (大切な子どもの権利)

**第7条** この章に規定する権利は、人間として生きるために特に大切な権利として尊重され守られなければなりません。のために、子どもは適切な支援を受けることができます。ただし、自分の権利と同じように、他人の権利を大切に守る責任を持つことが必要です。



### (保護者の務め)

**第4条** 保護者は、その養育する子どもに対して第一番に責任及び義務があることを自覚し、子どもの権利の保障に努めます。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安全に安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) いのちが守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まされること。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 虐待及び体罰を受けず、放置されないこと。
- (5) いじめを受けないこと。
- (6) 健康であり続け、適切な医療が受けられること。
- (7) 平和と安全な環境の下で生活できること。



(よりよく育つ権利)

第9条 子どもは、社会の中で一人の人間としてよりよく育つために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や自分らしさが認められること。
- (2) 学び、遊ぶこと。
- (3) 自分に関する年齢に応じて決めてること。
- (4) ゆとりとやすらぎの時間、

場所をもつこと。  
(5) 成長に必要な情報を得ること。

(守り、守られる権利)

第10条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げない状況から守られること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 障害のある子どもが、自信を持ち、積極的に社会参加ができるように図られること。
- (5) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(社会へ参加する権利)

第11条 子どもは、社会へ参加するために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自分の意見をはつきり言うことができ、それが尊重されること。
- (2) 自分を自由に表現すること。ただし、他人の権利を侵害しない場合や社会の決まりに反しない場合に限られます。
- (3) 仲間をつくり、集うこと。

(4) 社会参加に際し、適切な支援が受けられること。



## 第3章 基本となる施策

(推進計画)

第12条 市長は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、魚津市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、前項の推進計画を作るときには、市民や第19条に規定する魚津市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(生育環境の保全)

第13条 市は、子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めます。

2 市は、地域が子どもにとって、安全で安心して過ごせる場となるように努めます。

3 市は、子どもが個性をのば

し、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めます。

(虐待及び体罰の防止)

第14条 市は、虐待防止ネットワークの連携を強化し、子ども施設関係者や地域の人たちによる虐待及び体罰の早期発見に努めるとともに、虐待及び体罰の防止、虐待及び体罰を受けた子どもの心のケアなど適切な支援に努めます。

(いじめへの対応)

第15条 市は、いじめを防止するため、すべての市民に必要な理解が広まるよう努めるとともに、いじめがあったときはすみ速やかに解決するため、保護者、子ども施設関係者や地域の人たちと連絡をとり、協力しながらその支援に努めます。

(子育て支援)

第16条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的な支援または社会的な支援に努めます。

(子どもの社会参加)

第17条 市は、保護者、市民及び子ども施設関係者とともに

に、子どもの社会参加の機会の確保に努めます。

2 市は、子どもの意見を聴くために子ども会議を開催します。

3 市は、子ども会議が自主的かつ自発的に運営されるよう支援し、子どもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努めます。

(相談と救済)

第18条 市は、子どもの権利侵害に対する子ども自身からの相談や保護者からの子どもについての相談に対し、速やかで適切な救済を組織的に行なうよう努めます。



委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、第12条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)から相談を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の保障状況について調査し、必要に応じ審議をします。

3 権利委員会の組織及び運営に関し必要な事柄は、規則で定めます。

(提言やその措置)

第20条 権利委員会は、前条第2項の調査や審議の結果を市長等に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

## 第5章 雜則

(委任)

第21条 この条例の施行に關し必要な事柄は、市長等が定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。